

令和6年度第9回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会

令和6年度化学物質審議会第4回安全対策部会

第251回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

【第一部】

議事要旨

日 時 令和7年1月14日(火)13時00分～14時50分

場 所 環境省内会議室及びオンライン(ハイブリッド)

議題

1. Weight of Evidenceを用いた優先評価化学物質の分解性の評価について
2. 優先評価化学物質の指定根拠外項目のスクリーニング評価に準じた評価について
3. 優先評価化学物質 通し番号244「エチル=水素=スルファート」に係る新たな評価単位でのスクリーニング評価について
4. その他

議事

会議は公開で行われた。

○議題1について

- Weight of Evidenceを用いた優先評価化学物質の分解性の評価について審議が行われ、事務局案が了承された。個別物質の評価結果は、以下のとおり。
 - 優先評価化学物質 通し番号213「ナトリウム=1, 4-ビス[(2-エチルヘキシル)オキシ]-1, 4-ジオキソブタン-2-スルホナート」は、良分解性として、スクリーニング評価・リスク評価を行うこととされた。
 - 優先評価化学物質 通し番号230「カリウム=2-エチルヘキサノアート」は、良分解性として、スクリーニング評価・リスク評価を行うこととされた。

○議題2について

- 人健康影響のみ又は生態影響のみが指定根拠の優先評価化学物質に係る指定根拠外項目の観点からのスクリーニング評価について審議が行われ、優先評価化学物質の指定根拠に追加することが適当とされた物質はなかった。

○議題3について

- 優先評価化学物質 通し番号 244「エチル=水素=スルファート」に係る新たな評価単位でのスクリーニング評価について審議が行われた。その結果、優先評価化学物質 通し番号 244 は、優先評価化学物質の指定を取消し、生態影響の観点から1物質、優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られた。
- 優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られた物質の評価結果については、別添を参照。

○議題4について

- ・ 優先評価化学物質の見直しの結果について報告したうち、優先評価化学物質 通し番号230「カリウム=2-エチルヘキサノアート」は優先評価化学物質の指定を取消す。
- ・ 優先評価化学物質の見直しの更なる運用改善については引き続き検討することとなった。

別添

優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られた物質一覧(令和7年1月14日)

評価単位	人健康影響※ ¹	生態影響※ ¹			専門家による詳細評価を踏まえ優先評価化学物質に指定(判断基準)	人健康影響の観点から優先評価化学物質に指定	生態影響の観点から優先評価化学物質に指定
		暴露クラス	有害性クラス	優先度			
優先度「高」として優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られた物質							
【CAS登録番号】 181875-97-8	ジデシル(エチル)(メチル)アンモニウム=エチル=スルファート			2	1 (デフォルト)	高	○

※1:指定根拠となる観点のみ暴露クラス、有害性クラス、優先度を記載。